

## いびがわ地域クラブ設置要綱

### (名 称)

第1条 本クラブは、いびがわ地域クラブ(以下、「地域クラブ」という。)と称する。

### (事務局)

第2条 地域クラブの事務局は、揖斐川町教育委員会内に置く。

### (目 的)

第3条 地域クラブは、岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する基本方針に基づいて策定した揖斐川町地域クラブガイドラインに則り、新たな地域クラブ活動として実施することを目的とする。

### (事 業)

第4条 地域クラブは、前条の目的のために次の事業を行う。

- (1) 各種クラブ活動
- (2) その他、地域クラブの目的達成のために必要な事業

### (会 員)

第5条 地域クラブの会員は、揖斐川町在住の中学生及び、その他やむを得ない事情がある揖斐川町以外の中学生とする。

### (地域クラブへの団体加入)

第6条 地域クラブとして、活動を希望する各競技団体(以後、「競技団体」という。)は、「いびがわ地域クラブ 団体加入申請書」(様式第1号)を事務局へ提出する。

### (入退会)

第7条 競技団体で活動を希望する者は、「いびがわ地域クラブ入会申込書」(様式第2号)を事務局へ提出する。

2 退会するときは、保護者の同意の上、退会届(様式第3号)を事務局へ提出する。

### (保護者)

第8条 保護者は会員の健康や心身の安全について注意を払い、地域クラブ活動に対する支援を必要に応じて行うものとする。

2 地域クラブが活動するとき、保護者1人以上が活動に帯同するものとする。

### (保護者会)

第9条 地域クラブの各競技団体に、会員の保護者で構成する保護者会を置く。

2 保護者会の活動に必要な事項は、各保護者会で定めるものとする。

(会 費)

第10条 地域クラブの会費は、1競技団体につき、一人月額1,000円とする。

2 前項の会費は、各競技団体の保護者会で徴収し、事務局に納入する。

(指導者)

第11条 保護者会ならびに各中学校は「いびがわ地域クラブ指導者推薦書」(様式4号)を事務局へ提出する。

2 指導者への委嘱は、揖斐川町教育委員会が行う。

3 指導者は、スポーツ指導および青少年の健全育成に熱意を有する者とし、岐阜県等が主催する講習会に積極的に参加しなければならない。

4 指導者が地域クラブの趣旨に反する行為等を行った場合には、揖斐川町教育委員会が指導を行うとともに、必要に応じて当該指導者の委嘱を取り消すものとする。

(報 酬)

第12条 指導者の報酬は、別途定めるものとする。

(役 員)

第13条 地域クラブに次の役員を置く。

(1)会長 1名

(2)副会長 1名

(3)監事 1名

2 会長及び副会長ならびに幹事は、学識経験者、競技団体の指導者、保護者及び学校関係者等から揖斐川町教育委員会が任命する。

3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会 計)

第14条 地域クラブの会計は、事務局が管理執行する。

(会計年度)

第15条 地域クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(会議の種類)

第15条 地域クラブには次の会議を置く。

(1) 役員会

(2) 推進協議会

(役員会)

第16条 役員会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 要綱の変更

- (2) 事業計画および収支予算に関すること
- (3) 事業報告および収支決算に関すること
- (4) 役員の選任または解任
- (5) 地域クラブの事業を円滑に推進するために必要なこと
- (6) その他会長が必要と認めたこと

2 役員会の構成員は、役員および事務局とする。

(役員会の招集)

第17条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、構成員の過半数の出席および委任をもって成立する。

(役員会の運営)

第18条 役員会において、会長は議長となり、第16条の各号に掲げる事項を審議する。

2 役員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。

(推進協議会)

第19条 推進協議会は地域クラブの諮問機関として、指導・助言を行う。

2 推進協議会は必要に応じて会長が招集する。

3 推進協議会の構成員は保護者、指導者、学識経験者、学校関係者等で構成する。

4 推進協議会の会長は構成員から互選し決定する。

(破損の処理)

第20条 使用施設および設備等を破損させ損害を与えた場合は、原則として自己の責任において弁償の措置をとるものとする。ただし、適正な範囲の使用において生じた損害については、その都度協議して対応するものとする。

(事 故)

第21条 事故とは、会員及び指導者が練習または試合中、その他地域クラブ活動目的のために行動していたにおける事故をいう。

(事故等の責任)

第22条 盗難、傷害・破損等の事故が起こった場合には、会員ならびにその保護者は、本要項等に従い、自己の責任において弁償等の措置をとり、地域クラブ及び指導者に対して賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第23条 会員ならびに指導者は、スポーツ傷害保険(以下「スポーツ保険」という。)に加入しなければならない。地域クラブは、その活動中の傷害をはじめ、一切の事故についてはスポーツ保険の対象範囲でのみ対応するものとする。スポーツ保険外での事故は個人の対応とする。

2 スポーツ保険料の徴収については、第10条第2項と同様の取り扱いとする。

(個人情報の保護)

第24条 地域クラブが得た会員の個人に関わる情報は、本クラブの運営に関する事項以外には使用しない。

(細 則)

第25条 本要綱に定めのない事項及び運営上必要な事項は、会長もしくは役員会の決議によって定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年 6月10日より施行する。